

「公印省略」

27介第1603号
平成27年8月25日

指定居宅介護支援事業所 管理者様

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第二係)

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて（通知）

このことについて、平成27年4月の介護報酬改定に伴い居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いが一部変更になりました。

つきましては、平成27年9月1日（平成27年度後期判定分）からの本県における取扱について、別紙のとおり通知しますので、変更内容に御留意いただきますようよろしくお願ひします。

なお、特定事業所集中減算に関する報告様式等は、県ホームページに掲載いたします。

(担当)
介護保険課監査指導第二係

TEL 092-643-3319
FAX 092-643-3309

居宅介護支援事業所に係る特定事業所集中減算の取扱いについて (平成27年9月~)

1 制度の仕組み

平成18年4月からの法改正により導入された制度で、居宅介護支援事業所（ケアプラン作成事業所）が前6月間に作成したケアプランにおいて、各居宅サービスについて、正当な理由なく特定の事業者の割合が80%を超えた場合、当該事業所が担当している全ての利用者の居宅介護支援費から、1人につき月200単位を減算するというものである。

判定期間 (前期：3月～8月、後期：9月～2月)

減算適用期間 (前期判定期間：10月～3月、後期判定期間：4月～9月)

【具体的な計算式】

$$\frac{\text{当該居宅サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数}}{\text{当該居宅サービスを位置付けた居宅サービス計画数}}$$

【算定手続き】

算定の結果、80%を超えた場合については、前期は9月15日までに、後期は3月15日までに、以下の(1)～(5)を記載した書類（様式1、2）を都道府県知事、指定都市又は中核市の市長に提出しなければならない。（内容を網羅していれば、別の様式を利用して差し支えない。）

なお、80%を超えてなかった場合についても、各事業所において当該書類を5年間保存しなければならない。

- (1) 判定期間における居宅サービス計画数
- (2) 各居宅サービスのそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- (3) 各居宅サービスのそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数、並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名及び代表者名
- (4) 算定方法で計算した割合
- (5) 算定方法で計算した割合が80%を超えた場合であって、正当な理由がある場合においては、その正当な理由

【福岡県、福岡市、北九州市及び久留米市における「正当な理由」の方針】

①居宅介護支援事業者の実施地域に各サービスが5事業所未満である場合

※「居宅介護支援事業者の実施地域」とは、「運営規程に定める通常の事業実施地域」とする。（地域密着型サービスについては、実施地域を居宅介護支援事業者の所在する市町村とする。）

※みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外する。

介護サービス情報の公表制度

【対象事業所：県 HP <http://www.kaigokensaku.jp/>】

対象外事業所：①みなし指定となって1年を経過していない、②既存の事業者で、
前年度に受領した介護報酬の額（利用者負担額を含む）が100万
円を超えない事業者などは報告の対象外です。

※訪問介護サービスにおいては、通院等乗降介助サービスを行っている事業所が居宅
介護支援事業者の実施地域内に5事業所未満である場合を含む。

* 確認資料：運営規程、給付費明細書、にて検証

②特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合

* 確認資料：特別地域居宅介護支援加算をしている書類

③判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画件数が20件以下である等、小規模事 業所である場合

* 確認資料：給付管理票総括票

④判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置付け られた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合

* 確認資料：サービス毎の月別の計画件数一覧

⑤サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するた め、医師の指示により特定の事業者に集中していると認められる場合（当該サービ スの算定件数から除外する。）

* 確認資料：利用者の主治の医師等が発行するサービス提供指示の文書、又は、サ
ービス提供指示に関する医師の指示を記録した文書
(事業所保管にて、提出不要)

対象サービス：医療系サービス（みなし指定）

訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション

短期入所療養介護 等

⑥サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合等により特定の事業者 に集中していると認められる場合

※原則として「サービスの質が高い」とは、

○先駆的・先駆的な事業で国のモデル事業等として実施しているサービスの場合
○利用者の自立向上が図られ、モデルとなるサービスの提供が行われていると、地
域ケア会議において認められた利用者の場合（当該サービスの算定件数から除外
する。）

* 確認資料：モデル事業を証明する書類を検証

地域ケア会議議事録、居宅サービス計画等を検証

⑦その他、正当な理由と都道府県知事、指定都市及び中核市の市長が認めた場合

○下記の事情を持った利用者を算定件数から除外する。

ア 社会福祉法人における減免制度を利用している者

*確認資料：給付費明細書にて検証

イ サービスの開始に当たって、市町村等（地域包括支援センターや在宅介護支援センターも含む。）から緊急時の対応として依頼された事例や、受託事業に該当する利用者

*確認資料：市町村からの検証書類及び経緯が明らかな文書（ケアプランや支援経過等）にて検証

ウ 65歳未満の全額生活保護の利用者（Hから被保険者番号が始まる利用者）

*給付費明細書等にて検証

Q 1 サービス計画件数には、地域包括支援センターから委託された介護予防サービスを位置付けた件数も含むのか。

A 介護予防サービス計画は含みません。

Q 2 通所介護の計画件数には、認知症対応型通所介護は含むのか。

A 認知症対応型通所介護は、地域密着型サービスなので、通所介護と認知症対応型通所介護は別に計算します。

Q 3 計画とは実績なのか。計画を位置付けたが、実際にサービスの利用がなく、実績がない場合でも件数に含むのか。

A この場合の計画とは実績であり、実際にサービスの利用がない場合は、算定対象には含めません。

Q 4 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、どのように計算するのか

A 一人の利用者に対して、複数事業所が同一サービスを提供するよう計画された場合は、（月の途中でサービス事業所を変更した場合も含む）、法人ごとに1件ずつ計上します。

例えば、2か所の訪問介護事業所を位置付けた場合、事業所の法人が別であれば法人ごとに「1件ずつ」カウントしますが、同じ法人内で複数事業所を位置付けた場合は、法人に「1件」としてカウントします。

（複数事業所位置付けていても、様式1の②、各サービスを位置付けた居宅サービス計画数）（分母）は「1」ですので御注意ください。）

「同一法人」とは、居宅介護支援事業所と同じ法人ということではなく、サービス事業所が同じ法人ということです。

Q 5 減算はどの利用者が対象となるのか。

A 減算は、減算適用期間の全ての利用者に対する居宅介護支援費が対象となります。

Q 6 給付管理を月遅れで行った場合、何月分の件数として算定すればよいのか。

A サービス提供を行った月に算定します。

Q 7 正当な理由⑤「サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、医師の指示により特定の事業所に集中している」場合の計算方法はどうなるか。

A 居宅サービスを位置づけた計画のうち、事業所の選定に当たって主治医の指示を考慮した計画については、除外して計算できる。

【例】

訪問看護を位置付けた居宅サービス計画数	110件
紹介率最高法人を位置付けた計画数	89件
事業所の選定に当たって主治医の指示を考慮した計画数	70件
この場合、紹介率は、 $89 \div 110 = 80.91\%$ ではなく、 $(89 - 70) \div 110 = 17.27\%$ となり、減算の対象外となります。	

Q 8 正当な理由⑤「サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、医師の指示により特定の事業所に集中している」場合の、「サービス提供指示に関する医師の指示を記録した文書」とはなにか。

A 主治の医師の指示又は、医師からの聞き取り内容を記録した文書を保管してください。

当該事業所への主治の医師の指示について、聞き取りした内容を記録した文書を保管してください。

Q 9 正当な理由⑥「地域ケア会議」に事例を提出するにはどうしたらいいか。

A 地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通じて、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの支援、高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築及び個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行うことなどを目的としており、地域ケア会議から個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合に提出してください。